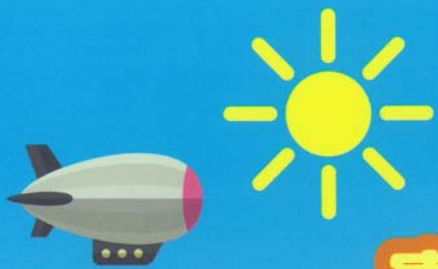


私たち
宅建業者は



憲法に定められた 「基本的人権」を尊重して 「居住・移転の自由」に 関わる業務に従事しています!!



予断と偏見をなくし、お互いの人権を尊重し、
差別のない明るい社会を作りましょう。

外国人・障がい者・高齢者・母子(父子)家庭であるという理由だけで入居を断ることは、居住・移転の自由という基本的な人権を侵害するものです。また、宅建業者が、取引の相手から同和地区に関する質問をされ、その回答を断っても、宅建業法第47条(重要な事項の告知義務)の違反とはなりません。同和地区の問い合わせをすること、問い合わせに回答することは、差別を助長する人権問題となります。

宅地建物取引業法第47条

第1項と同和地区に関する告知

取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、
回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しません。



公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部